

王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が実施する王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、乗客・乗務員の双方にとって有効な感染症対策を講じ、タクシーにおける安全・安心を確保することで、より円滑な高齢者等にとっての外出支援及び訪町者にとっての王寺周辺観光を促すことを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、道路交通法他関係法令を遵守した上で、別表に掲げるもののうち、第2条の目的に沿うものとして必要と認められたものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号をすべて満たしている者とする。

- 1 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者であって、事業の停止処分等を受けていないこと。
- 2 町内に本社または営業所を有しており、奈良県タクシー協会または奈良県個人タクシー協会に加盟しているタクシー事業者であること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、町長が必要かつ相当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

(補助対象車両)

第6条 補助事業を実施する対象車両（以下「補助対象車両」という。）は、補助対象事業者が保有及び使用する車両であって、申請日時点で国土交通省に一般車両として登録されている車両とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、運転席と後部座席等を隔離する感染症の飛沫感染防止策を実施した補助対象車両1台当たり2,500円とする。

(補助事業実施期間)

第8条 補助事業を実施することができる期間は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)にその他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、補助対象事業者が交付申請前に緊急で実施した感染症対策の取組のうち、実施の確認ができるものについては、交付申請を受け付けるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に速やかに通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 町長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号の2)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定後に補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を町長に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第10条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

(申請内容の変更等)

第13条 補助対象事業者が、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 町長は、前項の申請があったときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

3 町長は、第1項の申請について、その適否を決定し、その旨を王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により補助対象事業者に通知する。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第14条 補助対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第15条 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金事業遅延等報告書（様式第7号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の報告に基づき町長から指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第16条 町長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助対象事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第17条 町長は、補助対象事業者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 補助対象事業者が前項の命令に違反したときは、町長は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第18条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき又は補助対象期間が終了したときは、速やかに王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金事業実績報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 第14条の規定により中止又は廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

第19条 町長は、前条の規定による事業実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第20条 町長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第18条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の支出)

第21条 第19条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、速やかに王寺町タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金請求書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、当該請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第22条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

(3) 交付決定を受けた者(法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(5) 交付決定の通知を受けた日から令和2年9月30日までに事業を完了しなかったとき。

(6) 町長が補助事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第20条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第23条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第24条 町長は、補助対象事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

2 町長は、補助事業中及び完了後においても、補助対象事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助対象事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第25条 町長は、補助対象事業者を公表することができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助対象事業者に発表させることができるものとする。

(義務の承継)

第26条 補助対象事業者が、補助事業実施の成果を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は、承継後の会社等に適用があるものとし、補助対象事業者はそのために必要な手続きを行わなければならない。

(非常災害の場合の措置)

第27条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助対象事業者の措置については、町長が指示するところによる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第23条の補助金の返還については、同日後もなおその効力を有する。

別表

補助対象事業	補助対象経費
補助対象車両内における運転席と後部座席等を隔離する感染症の飛沫感染防止策	製品購入費（加工費、設置費、原材料の購入費含む） 委託費（製品調達・加工・設置に係るもの）

※ 以下については補助対象経費に含まれない。

- 補助事業に関係のない物品購入などの経費
- 間接経費（送料、振込手数料、交通費、通信費、収入印紙代、光熱費 等）
- 直接人件費（仕切りを設置した社員の人件費 等）
- 本事業に係るものとして、明確に区分できない費用
- 購入者及び購入した内容が確認できるレシート・領収書等の帳票類が不備の経費（品目・数量が不明なもの、帳票類がないもの）
- 契約から支払までの一連の手続きが、補助事業実施期間内に行われていない経費
- 交付決定前に実施した補助事業に要する経費（ただし、令和2年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、補助事業者が交付申請前に緊急で実施した感染症対策の取組のうち実施の確認ができるものについてはこの限りではない）
- 設置後の維持費、メンテナンスにかかる経費
- 公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費 等